

保健福祉課から

福祉のこと申請のお問い合わせは社会福祉室 ☎(内線502、503)、健康と食のことは保健指導室 ☎(内線504、507)、高齢者介護は地域包括支援センター ☎(内線508、509)

臨時福祉給付金の申請を受け付けています

消費税引き上げの影響を緩和するため暫定的、臨時的な措置として、所得の少ない方に臨時福祉給付金を支給します。給付対象となる可能性のある方には8月31日(水)に申請案内を送付済みです。申請期限は12月1日(木)までです。

給付対象者 次の2つの条件をも満たす方 ①今年1月1日現在で東川町に住居基本台帳記録されている方 ②本年度の住民税非課税の方(ただし課税されている家族に扶養されている方は生活保護を受けている方は対象外、住民税問い合わせは税務課へ)。

給付額 給付対象者1人につき3千円。ただし障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方は1人につき3万円を加算します(高齢者向け給付金の受給者を除く)。給付金は指定の口座へ振り込みます。

申請場所 保健福祉課社会福祉室

福祉給付金を支給しています

次の世帯を対象に福祉給付金を支給しています。該当世帯で支給を希望する方は、必要書類を添えて社会福祉室へ申請してください。既に支給決定している方は改めて申請の必要はありません。

対象となる世帯 ①70歳以上の夫婦で生活保護受給世帯(障害者加算対象世帯を除く) ②市町村民税所得割非課税世帯で高等学校、高等専門学校、高等養護学校に通学する子を養育する世帯(住宅借入金等特別税額控除を受けている方はその控除前の市町村民税額)

給付額 ①70歳以上の夫婦世帯1世帯につき月額8千円 ②高校等に通学する生徒1人につき月額8千円

申請時に必要なもの ①直近の生活保護の決定通知書(生活保護を受けている方のみ) ②本年度の市町村民税が所得割非課税であることを証する書類(①を添付の場合または今年1月1日現在、保護者の住民票が本町にある場合は不要) ③在学証明書 ④預金通帳の写し(口座番号等の分かる面)

支給 審査の上支給決定後、月末に口座に振り込み

「給付金を支払うから」に「それは詐欺」

給付金の支給を装って銀行、コンビニエンス・ストアの金融機関ATM(現金自動支払機)から現金を振り込ませる詐欺が多発しています。

町の職員を名乗って自宅に電話がかかり、お金の振り込みを要求してきたり、「給付金、還付金があるから連絡ください」などという郵便物が届いた時は、町や最寄りの警察署、警察相談専用電話(☎#9110)にご連絡ください。

町の職員がATMの操作を願うことは絶対にありません。あなたがATMを操作して、他の人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。給付金を給付するために、町が手数料の振り込みを求めるとなどは絶対にありません。

食事から健康・栄養教室

食事の不適切な摂取、運動不足から起る生活習慣病が増えていきます。自分で自分の健康を守るため健康の大切さを考えましょう。身近な材料を使って調理実習します。バランス、味付けを確かめ食生活を見直して健康を考える機会としましょう(希望する方は食生活改善推進員となる単位を取得

可)。

体験教室「親子音楽遊び」

音楽をからだ全体で感じましょうね。親子で楽しく参加できる講座です。

日時 9月8日(木) 午前10時～午後1時くらいまで

場所 保健福祉センター
対象 町民どなたでも(男性も歓迎)
内容 「実態を知ろう。パート4」
Ⅱ講話、調理実習、試食(希望者は体脂肪測定可) Ⅲ
持ち物 筆記具、エプロン、三角きん(食料費の一部100円を負担)

女性に対する暴力相談窓口

女性の約10人に1人が「配偶者からの暴力」に悩み、苦しんでいます。一人で悩まないでください。早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者からの暴力(言葉の暴力含む)、職場でのセクシャルハラメント、ストーカー被害など、内容によって複数の相談窓口があります。

相談ナビダイヤル(お近くの相談窓口ご案内)は ☎0570-055210、役場保健福祉課でも相談を受け付けています。

幼児センターから

お問い合わせは地域子育て支援センター ☎82-5100

子育て講座「ストレッチ」

毎日の子育てからちよっと離れて心と体のリフレッシュをしましょう。

日時 10月7日(金) 午前10時～

保健福祉課から

福祉のこと申請のお問い合わせは社会福祉室 ☎(内線502、503)、健康と食のことは保健指導室 ☎(内線504、507)、高齢者介護は地域包括支援センター ☎(内線508、509)

臨時福祉給付金の申請を受け付けています

消費税引き上げの影響を緩和するため暫定的、臨時的な措置として、所得の少ない方に臨時福祉給付金を支給します。給付対象となる可能性のある方には8月31日(水)に申請案内を送付済みです。申請期限は12月1日(木)までです。

給付対象者 次の2つの条件をも満たす方 ①今年1月1日現在で東川町に住居基本台帳記録されている方 ②本年度の住民税非課税の方(ただし課税されている家族に扶養されている方は生活保護を受けている方は対象外、住民税問い合わせは税務課へ)。

給付額 給付対象者1人につき3千円。ただし障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方は1人につき3万円を加算します(高齢者向け給付金の受給者を除く)。給付金は指定の口座へ振り込みます。



日、西4号北29番地の自宅で受章伝達が行われました。

町立診療所から

お問い合わせは ☎82-2101

診療所に授乳スペースを新設

町立診療所の待合室に授乳用のスペースを新設しました。場所は待合室の飲料自動販売機に隣接して備え付けているおむつ交換コーナーです。パーテーションを設置し、ベビーベッドも1台増えて2台になりました。新たに椅子も2台用意しました。お気軽にご利用ください。

石川正義さんに紺綬褒章

元東川村議会議長、東川町社会福祉協議会長などを務め、公益のため多額の私財を寄付した元東川北郵便局長、石川正義さん(101)が紺綬褒章を受章し、8月24

申請場所 保健福祉課社会福祉室

福祉給付金を支給しています

次の世帯を対象に福祉給付金を支給しています。該当世帯で支給を希望する方は、必要書類を添えて社会福祉室へ申請してください。既に支給決定している方は改めて申請の必要はありません。

対象となる世帯 ①70歳以上の夫婦で生活保護受給世帯(障害者加算対象世帯を除く) ②市町村民税所得割非課税世帯で高等学校、高等専門学校、高等養護学校に通学する子を養育する世帯(住宅借入金等特別税額控除を受けている方はその控除前の市町村民税額)

給付額 ①70歳以上の夫婦世帯1世帯につき月額8千円 ②高校等に通学する生徒1人につき月額8千円

申請時に必要なもの ①直近の生活保護の決定通知書(生活保護を受けている方のみ) ②本年度の市町村民税が所得割非課税であることを証する書類(①を添付の場合または今年1月1日現在、保護者の住民票が本町にある場合は不要) ③在学証明書 ④預金通帳の写し(口座番号等の分かる面)

支給 審査の上支給決定後、月末に口座に振り込み

「給付金を支払うから」に「それは詐欺」

給付金の支給を装って銀行、コンビニエンス・ストアの金融機関ATM(現金自動支払機)から現金を振り込ませる詐欺が多発しています。

町の職員を名乗って自宅に電話がかかり、お金の振り込みを要求してきたり、「給付金、還付金があるから連絡ください」などという郵便物が届いた時は、町や最寄りの警察署、警察相談専用電話(☎#9110)にご連絡ください。

町の職員がATMの操作を願うことは絶対にありません。あなたがATMを操作して、他の人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。給付金を給付するために、町が手数料の振り込みを求めるとなどは絶対にありません。

食事から健康・栄養教室

食事の不適切な摂取、運動不足から起る生活習慣病が増えていきます。自分で自分の健康を守るため健康の大切さを考えましょう。身近な材料を使って調理実習します。バランス、味付けを確かめ食生活を見直して健康を考える機会としましょう(希望する方は食生活改善推進員となる単位を取得

可)。

体験教室「親子音楽遊び」

音楽をからだ全体で感じましょうね。親子で楽しく参加できる講座です。

日時 9月8日(木) 午前10時～午後1時くらいまで

場所 保健福祉センター
対象 町民どなたでも(男性も歓迎)
内容 「実態を知ろう。パート4」
Ⅱ講話、調理実習、試食(希望者は体脂肪測定可) Ⅲ
持ち物 筆記具、エプロン、三角きん(食料費の一部100円を負担)

女性に対する暴力相談窓口

女性の約10人に1人が「配偶者からの暴力」に悩み、苦しんでいます。一人で悩まないでください。早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者からの暴力(言葉の暴力含む)、職場でのセクシャルハラメント、ストーカー被害など、内容によって複数の相談窓口があります。

相談ナビダイヤル(お近くの相談窓口ご案内)は ☎0570-055210、役場保健福祉課でも相談を受け付けています。

幼児センターから

お問い合わせは地域子育て支援センター ☎82-5100

子育て講座「ストレッチ」

毎日の子育てからちよっと離れて心と体のリフレッシュをしましょう。

日時 10月7日(金) 午前10時～

後期集団検診(特定健診、がん検診) 保健福祉課

会場	保健福祉センター (実施機関は旭川厚生病院)	旭川がん検診センター (バス送迎あり)
実施日	11月22日(火)、24日(木)、25日(金)	10月17日(月)
時間	午前7時～同9時(30分ごとに受け付け)	保健福祉センター集合(午前7時50分厳守) 午前8時出発
締め切り	11月8日(火)	9月28日(水)
対象	<p>●特定健診 特定健診受診券をお持ちの ①30歳から74歳までの町民で国民健康保険加入者 (特定健診受診券は大雪地区広域連合から配布済み)</p> <p>②40歳から74歳までの町民で①以外の医療保険の被保険者(厚生病院、がん検診センターの健診が受けられるかどうか事業主に要問い合わせ)</p> <p>●がん検診 30歳以上の町民(来年3月31日の年齢) ※子宮がん検診は20歳以上の女性の町民</p>	<p>●特定健診 身体測定、腹囲測定、血圧測定、尿検査、問診、血液検査、医師診察、心電図検査 ※各医療保険によって検査項目、料金が異なります(国民健康保険加入者は旭川厚生病院725円、旭川がん検診センター905円)</p> <p>●がん検診 ▶旭川厚生病院、旭川がん検診センター ○胃がん…胃バリウム検査(1,500円) ○大腸がん…便の潜血検査(700円) ○肺がん…胸部レントゲン検査(500円) ▶旭川がん検診センターで実施 ○乳がん…視触診、マンモグラフィー(50歳未満1,900円、50歳以上1,600円) 子宮頸(けい)がん…頸部細胞診(1,500円)、超音波検査(520円) 子宮体部…必用な方のみ(700円) 肺ヘリカルCT…50歳以上の方(2,400円、同意書が必要です) ※国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者は半額=喀痰(かくたん)検査、子宮超音波検査除く=</p>
検査項目		
その他	①特定健診当日に、特定健診受診券、健康保険証、健診料金が必要 ②農協正組合員と家族、准組合員は、がん検診の自己負担額に対し農協助成あり(3～6カ月後に支払い、申し込み時に要申し出)。	
申し込み	広報と一緒に配布する申込書に必要事項を記入して保健指導室まで(要予約)	